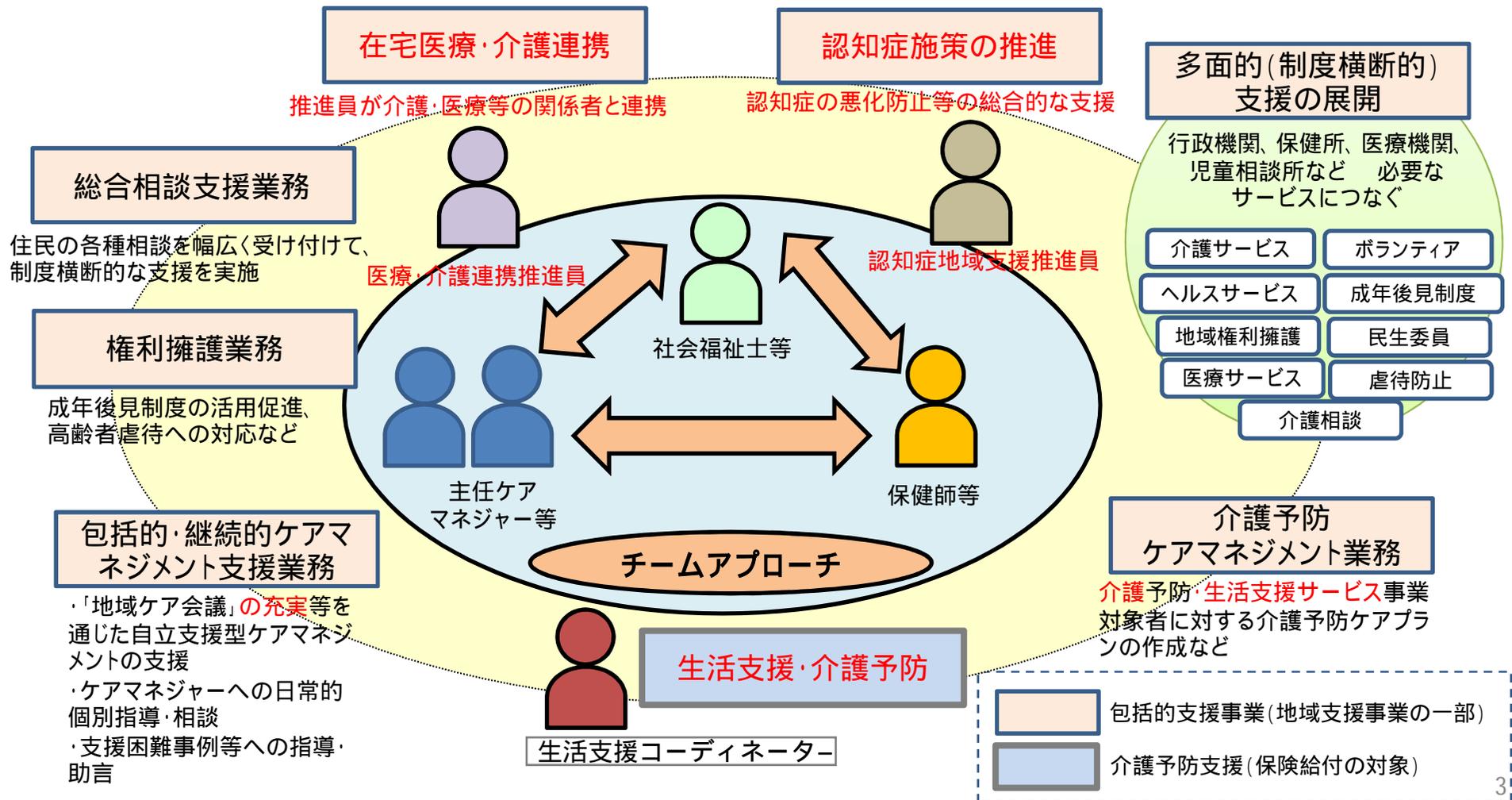


地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種チームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

平成27年度から既存の包括的支援事業(介護予防マネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務)に、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援・介護予防(新総合事業)も加えつつ、地域ケア会議を充実して、制度横断的な連携ネットワークを強化して実施するため、体制を強化。



新しい包括的支援事業の全体像

平成26年5月21日
福祉部福祉施策調整担当課
資料3-2

介護予防ケアマネジメント業務

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に、自立保持のために身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標として、介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じてマネジメントを行う業務

(新)在宅医療・介護連携の推進

医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する業務

総合相談支援業務

高齢者及びその家族等からの介護・福祉・医療・生活などあらゆる相談に応じ、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う業務

(新)認知症施策の推進

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う業務

権利擁護業務

高齢者の権利を守るため、成年後見制度の活用、老人福祉施設等への措置、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、生活の維持を図る業務

(新)生活支援・介護予防の推進 (生活支援サービス体制整備)

日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する業務

ケアマネジメント業務

(包括的・継続的ケアマネジメント業務)

地域の介護支援専門員の日常的な業務を支援するため、介護支援専門員からの相談に応じ個別の指導・助言を行うとともに、介護支援専門員同士のネットワークを構築する業務

地域ケア会議の充実

適切な支援の検討等を行うために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議の開催に係る業務